

令和5年4月7日

利用者各位

郡山市男女共同参画センター所長

「新型コロナウイルス感染症に係る郡山市男女共同参画センター感染拡大予防、施設の貸館及びイベント開催等ガイドライン」の令和5年5月8日付け廃止について（通知）

皆様には、当センターの新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、下記の状況を踏まえ、当センターの「新型コロナウイルス感染症に係る郡山市男女共同参画センター感染拡大予防、施設の貸館及びイベント開催等ガイドライン」は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されることを前提として、令和5年5月8日をもって廃止いたします。

なお、令和5年5月7日までのご利用については、引き続き当センターのガイドラインに則した使用をお願いいたします。

また、5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更」が予定通り行われなかった場合は、新たな政府の方針等に準じた対策を改めてお知らせします。

記

- ◆令和5年1月27日付け政府の決定で、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。」とされた。
- ◆令和5年2月10日付け政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更で、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。」とされた。
- ◆令和5年3月31日付けで政府は、『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）』を発出し、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前の情報提供として5月8日以降の基本的な感染対策の考え方を示した。